

公 募 公 告

登記所備付地図作成作業用事務所の賃貸借を希望する者の募集について、下記のとおり公募する。

令和6年1月16日

支出負担行為担当官

宮崎地方法務局長 山 内 恵

記

1 公募に付する事項

- (1) 契 約 名 登記所備付地図作成作業用事務所賃貸借契約
- (2) 契 約 期 間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (3) 事務所の仕様 後記3による

2 公募参加者の資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 仲介人として公募に参加する場合は、国土交通大臣又は宮崎県知事による宅地建物取引業の免許を受けていること。

- (3) 契約の相手方として不適当でなく、不適当な行為をしない者であること。

なお、契約の相手方として不適当な者及び不適当な行為をする者とは、以下のア及びイに示す者である。

ア 契約の相手方として不適当な者

- (ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

- (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第

三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

- (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

イ 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (ア) 暴力的な要求行為を行う者
 - (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - (ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - (エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
 - (オ) その他前各号に準ずる行為を行う者
- (4) 宮崎地方法務局の契約担当官等と締結した契約に関し、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- (5) 官庁（国の全ての機関）及び地方公共団体から、指名停止又は一般競争入札参加資格停止若しくは営業停止（以下「指名停止等」という。）を受けている期間に該当しない者であること。

なお、指名停止等を受けているのが、会社（法人）の本店・支店・営業所等のいずれであっても、本公募の参加資格はない。

- (6) 募集要領の交付を受けた者であること。

3 事務所の仕様について

登記所備付地図作成作業用事務所については、次の各号の要件を満たすことが必要である。

- (1) 開設場所
登記所備付地図作成作業区域（宮崎市大塚町）内又はその隣接区域内であること。
- (2) 契約期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日までの賃貸が可能であること。
- (3) 事務所面積
事務室として使用可能な床面積が50平方メートル以上であること。
また、一部屋として利用できること。
- (4) 賃貸条件
ア 賃貸借料は、予定価格の制限の範囲内であること。

- イ 敷金、礼金及び保証金が不要であること。
- ウ 火災保険の加入が不要であること。
- エ 事務所として直ちに入居できる状態にあること。
- オ 電話回線、電気設備、水道施設及びトイレを完備していること。
- カ 2台分以上の駐車場を確保すること（事務所敷地内に確保できない場合には、近隣に確保することでも可とする。）。

(5) 構造

- ア 防火の観点から非木造であること。
- イ 機械警備による設備の設置が可能であること。
- ウ 冷暖房設備を備えていること（冷暖房設備がない場合は、設置が可能であれば可とする。）。

(6) その他

登記所備付地図作成作業用事務所としての使用に支障を来す又は支障を来すおそれのある事情が存在しないこと。

4 公募に関する問い合わせ、募集要領の交付場所

(1) 交付期間

公告日から令和6年2月9日（金）までの午前9時から午後5時までの間、交付する。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。

(2) 交付場所及び問合せ先

〒880-8513

宮崎市別府町1番1号

宮崎地方法務局会計課用度係（担当：永山）

電話：0985-22-5368

5 公募参加の申込み

(1) 提出期限

令和6年2月9日（金）午後5時まで

(2) 応募方法及び提出先

公募参加申込書及び募集要領に記載されている資料等を前記4（2）の場所に持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着。）又は信書（書留郵便と同等のものに限る。提出期限までに必着。）にて提出すること。

6 契約書作成の要否

要

7 その他

詳細は公募要領による。

以 上